

入院患者さんへのお知らせ

2020.07.01 改定

1 当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

2 本館4階が医療療養病棟です。

届出病床数は以下の通りです。

※医療療養病棟:22床(医療保険適用)

3 入院基本料の届出について

※医療療養病棟入院基本料 1 (20:1)

医療療養病棟は(日勤夜勤あわせて)入院患者さん20名に対して1名の看護師等と20名に対し看護補助職員1名の看護体制の承認をとっています。

4 当病院は、入院時食事療養／生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時以降)適温で提供しています。

5 療養病棟では個室以外については差額の徴収は行っていません。

6 当院は患者さんの病衣・寝具を貸与しています。